

○更新時講習及び特定任意講習等の実施要領について（例規）

平成14年6月5日

佐本運免発第106号

改正 平成25年10月佐本運免発第227号、26年5月第145号、29年3月佐本交企発第40号・佐
本交指発第59号・佐本運免発第74号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第11号に規定する講習（以下「更新時講習」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第37条の6第1項第2号及び第37条の6の2第1項第1号に規定する講習（以下「特定任意講習」という。）並びに法第101条第3項に規定する書面の送付に係る事務（以下「情報提供事務」という。）については、別に定めるもののほか下記により実施することとしたので事務処理上誤りのないようになされたい。

記

第1 委託

- 1 更新時講習、特定任意講習及び情報提供事務は、それぞれ法第108条の2第3項及び法第108条第1項の規定に基づき、佐賀県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が当該事務を行うために必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める者に委託することができる。
- 2 1の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が、委託契約の内容に違反し、又は受託者としてふさわしくない行為があったときは、委託契約を解消するものとする。
- 3 受託者は、講習を行う講習指導員が免許の取消し又は効力の停止の処分を受けたとき、その他講習指導員として適当でないと認められる事情が生じたときは、その者を解任し、又は必要な期間その者の業務を停止するものとする。

第2 講習の委託

- 1 更新時講習及び特定任意講習に係る委託は、次に掲げる条件を付して行うものとする。
 - (1) 講習は、この要領に定めるところに従って実施すること。
 - (2) 講習を行う講習指導員は、人格、知識、経験及び教育能力において十分な適格性を有する者で、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - ア 満25歳以上の者であること。
 - イ 交通関係法令及び交通安全教習について十分な知識を有していること。
 - ウ 運転免許（大型二輪免許、普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を除く。）を有していること。

第3 講習の場所等

- 1 更新時講習は、警察本部長（以下「本部長」という。）が別に定める日時に、運転免許センター又は本部長が指定する警察署等の施設において実施するものとする。
- 2 特定任意講習を実施する日時及び場所は、受講申込者の代表者と協議し決定するものとする。

第4 情報提供事務

- 1 情報提供事務は、免許証の更新の手続を受ける必要がある者（以下「更新者」という。）に対し、次に掲げる事項を記載した更新連絡書（以下「連絡書」という。）を送付するものとする。
 - (1) 更新者の住所、氏名及び免許番号
 - (2) 更新時講習の種類
 - (3) 優良運転者該当の有無
 - (4) 更新期間（更新時講習を受講すべき期間）
 - (5) 更新の場所、受付日時等
 - (6) 更新に必要な手数料及び講習時間
 - (7) 更新に当たり必要なもの（持参するもの）
- 2 運転免許課長は、情報提供事務の受託者に対し、あらかじめ更新者に係る連絡書及び更新情報提供者名簿を送付するものとする。
- 3 2の送付を受けた受託者は、更新者に対し、当該更新者の更新期間が満了する日の約70日前までに当該更新者に係る連絡書を送付するものとする。
- 4 3により送付した連絡書が、受取人住所不明等のため、返送されてきた場合の再送付は行わないものとする。この場合、受託者は、更新情報提供者名簿に返送月日を記載するとともに、当該連絡書を送付の日から起算して1年間保存しておくものとする。

第5 講習の区分及び方法

- 1 更新時講習は、次に掲げる講習の区分に従い行うものとする。なお、講習の実施に当たっては、受講者の態様に応じた学級を講習効果があると認める適正な人数で編成するものとする。

講習の区分	受講対象者
優良運転者講習	法第92条の2第1項の表の備考の2に規定する優良運転者
一般運転者講習	法第92条の2第1項の表の備考の3に規定する一般運転者
違反運転者等講習	法第92条の2第1項の表の備考の4に規定する違反運転者等

2 特定任意講習は、次に掲げる講習の区分に従い行うものとする。

講習の区分	受講対象者
特定任意講習	70歳未満の者で、地域、職域、生活環境等に照らし自動車等の運転に関し、ほぼ共通の条件下にあると認められる複数の者を単位として受講を希望するもの
特定任意高齢者講習 (簡易講習)	70歳以上の者で、チャレンジ講習実施要領（例規平成14年佐本運免第108号）第6に規定するチャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けたもの

第6 講習の内容

更新時講習及び特定任意講習の講習内容の基準は、次表の区分によるものとする。

講習の種類		講習の基準
更新時講習	優良運転者講習	別表1
	一般運転者講習	別表2
	違反運転者等講習	別表3
特定任意講習	特定任意講習	別表4
	特定任意高齢者講習（簡易講習）	別表5

第7 受講証明書

更新時講習及び特定任意講習を実施したときは、次表の区分に応じ、受講証明書を交付するものとする。ただし、更新時講習を実施し、終了直後に運転免許証の交付を行う場合は、受講証明書の交付を省略するものとする。

講習の区分	受講証明書
更新時講習	更新時講習受講証明書（様式第1号）
特定任意講習	運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第3条で定める特定任意講習終了証明書及び特定任意高齢者講習終了証明書

第8 指導監督

- 1 運転免許課長は、委託事務の実施に関して、受託者に対し、事情を聴取し、又は関係帳簿、書類等の提出を求めるなどして、必要な指導監督を行わなければならない。
- 2 運転免許課長は、更新時講習及び特定任意講習の受託者に対し、毎月5日までに、講

習の実施結果を講習実施結果報告書（様式第2号）により報告させるものとする。

第9 その他

更新時講習及び特定任意講習の実施に関する具体的な事項については、運転免許課長が別に定めるものとする。

別表1

優良運転者講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己 紹介 受講者の点 呼 講習概要・日 程の説明 受講者の心 得の説明			10分
1 道路交通 の現状と交 通事故の実 態	(1) 地域にお ける車社会 の実態 (2) 交通事故 の特徴	講義 教本、視聴覚 教材等	○ 実態に応じて、交通事故、渋滞、 交通公害、違法駐車、暴走行為等につ いて重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間 帯、事故類型、原因等について、事 故事例と併せて説明する。	
2 運転者の 心構えと義 務	(1) 無事故無 違反の奨励 (2) シートベ ルト、ヘルメ ットの着用 (3) 交通事故 を起こした		○ 今後における無事故・無違反、安 全運転を奨励する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用 に関し、その必要性と効果について 事例等を用いて説明し、着用が習慣 づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為を した場合には、当然それに相応する	10分

	<p>加害者の責任</p> <p>(4) 交通事故を起こした運転者の義務</p> <p>(5) 負傷者の救護措置</p>		<p>社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。</p> <p>加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。</p> <p>○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。</p> <p>○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。</p>	
3 安全運転の知識	最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	10分
講習時間合計				30分

別表 2

一般運転者講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	<p>開講</p> <p>講師の自己紹介</p> <p>受講者の点呼</p> <p>講習概要・日程の説明</p> <p>受講者の心得の説明</p>			10分
1 道路交通	(1) 地域にお	講義	○ 実態に応じて、交通事故、渋滞、	

<p>の現状と交通事故の実態</p>	<p>ける車社会の実態 (2) 交通事故の特徴</p>	<p>教本、視聴覚教材等</p>	<p>交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。</p>	
<p>2 運転者の心構えと義務</p>	<p>(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置</p>		<p>○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。</p>	<p>10分</p>
<p>3 安全運転の知識</p>	<p>(1) 最近において改正が行われた道</p>		<p>○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。</p>	<p>20分</p>

	路交通法令 の知識 (2) 危険予測 と回避方法 等		○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	
4	運転適性 についての 診断と指導 (2) まとめ	講義 運転適性検 査用紙等	○ 安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	20分
講習時間合計				60分

別表 3

違反運転者等講習（違反運転者講習と初回更新者講習の合同講習）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己 紹介 受講者の点 呼 講習概要・日 程の説明 受講者の心 得の説明			10分
1	道路交通 の現状と交 ける車社会	講義 教本、視聴覚	○ 実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等に	

通事故の実態	の実態 (2) 交通事故の特徴	教材等	<p>ついて重点的に説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。 	
2 運転者の心構えと義務	<p>(1) 安全運転の心構え</p> <p>(2) シートベルト、ヘルメットの着用</p> <p>(3) 交通事故を起こした加害者の責任</p> <p>(4) 交通事故を起こした運転者の義務</p> <p>(5) 負傷者の救護措置</p>		<p>○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。</p> <p>○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。</p> <p>○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。</p> <p>加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。</p> <p>○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。</p> <p>○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。</p>	10分
3 安全運転の知識	<p>(1) 安全運転の基礎知識</p> <p>(2) 最近にお</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 受講対象に応じ、DVD等の視聴覚教材等を活用して、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 受講者の前回の更新後において改 	40分

	<p>いて改正が行われた道路交通法令の知識</p> <p>(3) 危険予測と回避方法等</p>		<p>正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。</p> <p>○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。</p> <p>○ 身近な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。</p>	
4 運転適性についての診断と指導	<p>(1) 筆記による診断と指導</p> <p>(2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導</p> <p>(3) 運転シミュレーター操作による診断と指導</p> <p>(4) 実車による診断と指導</p>	<p>実技等 教本、運転適性検査器材、運転シミュレーター、自動車、視聴覚教材等</p>	<p>○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。</p> <p>○ 運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。</p> <p>○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。</p> <p>○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて指導を行う。</p>	60分
講習時間合計				120分

※ 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

別表4

特定任意講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分以上
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故の多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責	10分以上

			<p>任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。 	
3 安全運転の知識	<p>(4) 交通事故を起こした運転者の義務</p> <p>(5) 負傷者の救護措置</p> <p>(1) 安全運転の基礎知識</p> <p>(2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識</p> <p>(3) 危険予測と回避方法等</p>		<p>○ 受講対象に応じ、DVD等の視聴覚教材を活用して、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。</p> <p>○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。</p> <p>○ DVD等の視聴覚教材等を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。</p> <p>○ 身近な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。</p>	40分以上
4 運転適性についての診断と指導	<p>(1) 筆記による診断と指導</p> <p>(2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導</p> <p>(3) 運転シミュレーター</p>	<p>実技等 教本、 運転適性 検査器 材、運転 シミュレ ーター、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通 	

	<p>一ター操作による診断と指導</p> <p>(4) 実車による診断と指導</p>	自動車、視聴覚教材等	<p>事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。</p> <p>○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて指導を行う。</p>	
講習時間合計				120分以上

別表 5

特定任意高齢者講習（簡易講習）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	<p>開講</p> <p>講師の自己紹介</p> <p>受講者の点呼</p> <p>講習概要・日程の説明</p> <p>受講者の心得の説明</p>			30分以上
1 道路交通の現状と交通事故の実態	<p>(1) 地域における車社会の実態</p> <p>(2) 交通事故の特徴</p> <p>(3) 申請取消制度や各種支援制度</p>	<p>双方向型講義教本、</p> <p>視聴覚教材等</p> <p>運転適性検査器材による指導</p> <p>教本、</p>	<p>○ 実態に応じて、交通事故、渋滞、公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。</p> <p>○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。</p> <p>○ 申請取消制度や実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。</p>	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え	運転適性検査器材等	○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運	

	<p>(2) シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用</p> <p>(3) 交通事故を起こした加害者の責任</p> <p>(4) 交通事故を起こした運転者の義務</p> <p>(5) 負傷者の救護措置</p>	<p>転しなければならない義務のあることを指導する。</p> <p>○ シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用に関し、その必要性和効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。</p> <p>○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。</p> <p>加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。</p> <p>○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。</p> <p>○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。</p>	
<p>3 安全運転の知識</p>	<p>(1) 安全運転の基礎知識</p> <p>(2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識</p> <p>(3) 危険予測と回</p>	<p>○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体的機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。</p> <p>○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続きについて説明する。</p> <p>○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。</p> <p>○ DVD等の視聴覚教材等を活用し、高齢</p>	

	避方法等		運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	
4 運転適性についての指導	(1) 運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し(夜間視力及び視野の検査)、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分以上
講習時間合計				60分以上

様式第1号

更 新 時 講 習 受 講 証 明 書

住所

氏名

No.

あなたは、道路交通法第108条の2第1項第11号に定める講習を受けたことを証します。

年 月 日

佐賀県公安委員会

担当講師

印

様式第2号

第 年 月 日

佐賀県公安委員会 殿

印

講習実施結果報告書

月分の更新時講習の実施結果を次のとおり報告します。

優良運転者講習			一般運転者講習			違反運転者等講習			受講者数
場所	回数	受講者数	場所	回数	受講者数	場所	回数	受講者数	合計
		()			()			()	()
合計		()			()			()	()
特定任意講習等	主宰者団体の名称		実施場所				受講者数	備考	

※()内の数は失効者数(内数)